



広川町
Hirokawa Town

第3子以降

保育料 無償化

2025年10月から

【問合せ】

広川町子ども課
こどもまんなか係

TEL 0943-32-1194

これまで、0～2歳児（4月1日時点の年齢）の保育料については、国の基準に基づき保育所等に在籍する就学前児童が2人以上いるとき、第2子は半額、第3子以降は無料でした。

このたび、福岡県の第3子以降保育料無償化事業の補助金が創設されました。広川町では、この補助金を活用し、2025年10月以降、「こどもの年齢や、認可保育施設の利用の有無にかかわらず」「生計を一にするこども」を多子算定の対象とし、第3子以降の保育料を無償とします。

必要な手続きは、対象児の入所する施設によって異なります。詳しくは以下を参照ください。



認可保育施設

認可保育所・認定こども園
小規模事業所内保育所

無償化の手続きは、原則不要です。

ただし、兄弟が別居している場合などで、世帯員の届出を行っていない場合は、別途手続きが必要となる場合があります。

※副食費は対象外です

届出保育施設

届出保育施設（基準適合）
企業主導型保育事業所

手続きが必要です。

手続きの方法は
町ホームページをご確認ください。



町 HP はこちらから

【助成の上限額等】

■届出保育施設

保育の必要性がある世帯が対象です。
0～2歳児クラスに通う第3子以降の児童について、保育料を

最大 42,000 円/月まで助成します。

※日用品、文房具、行事への参加費、食事の提供に關する費用等は除きます。

■企業主導型保育事業所

保育の必要性がある世帯が対象です。
第3子以降の児童の保育料の上限として

0歳児 37,100 円/月まで助成

1～2歳児 37,000 円/月まで助成

※無償化対象のイメージ

